

東海市初期日本語教室運営業務委託仕様書

1 業務名称

東海市初期日本語教室運営業務委託

2 業務の目的

本市における多文化共生の推進に向けた取組の一環として、外国籍市民等が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができるようなコミュニケーション支援等を目指す日本語教育の推進を図るため、日本語がほとんど分からない外国籍市民等を対象とする初期日本語教室（以下、「初期日本語教室」という。）及び市内企業の外国籍労働者等を対象とする出前型日本語教室（以下、「企業向け出前型日本語教室」という。）の運営業務を委託することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 委託業務の内容

初期日本語教室及び企業向け出前型日本語教室の運営業務を行うにあたり、次のとおり、企画・提案すること。

(1) 初期日本語教室

ア 必須業務

㍿ 教室全体の運営に関する業務

a 統括責任者の配置

教室全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。

※(1)－ア－ウ－a・(2)－ア－㍿の「統括責任者」との兼務可

b 運営担当者の配置

統括責任者を補助する運営担当者を1名以上配置すること。

※(1)－ア－イの「広報活動担当者」との兼務可

c 外国人住民コーディネーターの配置

受講者の募集時の協力及び教室の実施中の受講者へのサポート、教室を実施していないときの受講者への助言・相談、調整業務等を行う外国にルーツを持つ地域の定住者等による外国人住民コーディネーターを発注者と連携の上、2名以上配置すること。

(イ) 受講者・日本語対話パートナーの募集に向けた広報に関する業務

a 広報活動担当者の配置

広報活動全体を管理する担当者を1名以上配置すること。

※(1)ーア～(7)の「運営担当者」との兼務可

b 受講者募集チラシの作成

やさしい日本語及び日本語以外の5言語による募集チラシを150部以上作成すること。

日本語以外の5言語は、本市の外国籍市民に関する統計データを踏まえた上で作成するものとし、5言語以上の言語による作成も可能とする。

c 受講者募集チラシ等を活用した広報活動

市内スーパーマーケットや郵便局など、外国籍市民等への周知効果が期待できる場所へ赴き、受講者募集チラシ等を活用した広報活動を行うこと。

d 日本語対話パートナー募集チラシの作成

教室において、受講者と日本語による対話を行うパートナーを募集するチラシを作成すること。

【想定している内容】

市ホームページ・公式LINE及び市内公共施設等で配布する

(ウ) 教室の実施に関する業務

a 実施体制

(a) 統括責任者の配置

教室の実施全体を管理及びコーディネートする統括責任者を1名配置すること。

なお、配置する統括責任者は、次の要件を1つ以上満たす者とする。

- ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ・ 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
- ・ 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目45単位以上）または日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目26単位以上）

- ・ 登録日本語教員の資格を有する者

※ (1)・(2)ーアー(ア)の「統括責任者」との兼務可

(b) 指導者及び補助者の配置

発注者と連携の上、各回の教室に主に教室の進行・調整を行う指導者を1名、指導者を補助する補助者を1名以上配置すること。

なお、原則、いずれも愛知県・東海市の共催による令和7年度（2025年度）の「地域における初期日本語教育」のための指導者養成講座を修了した者または愛知県による同趣旨の指導者養成講座を修了した者、対話型の地域日本語教室において、指導者に相当する活動経験を1年以上有する者とする。

また、配置にあたっては、愛知県作成の「指導者向け対話型初期日本語教室のための手引き」を活用し、指導者及び補助者が教室活動について十分に理解できるよう努めること。

(c) 外国人住民コーディネーターの配置

発注者と連携の上、受講者へのサポート等を行う外国にルーツを持つ地域の定住者等による外国人住民コーディネーターを2名以上配置すること。

【想定している内容】

それぞれ国籍や民族が異なる外国にルーツを持つ市民や外国籍市民を配置する

(d) 運営担当者の配置

統括責任者等を補助し、会場設営及び受付等の補助業務を行う運営担当者を1名以上配置すること。

(e) 日本語対話パートナーの配置

発注者と連携の上、受講者と日本語による対話を行うパートナーを教室の規模に応じて、配置すること。

なお、各教室の開催前に、愛知県作成の「指導者向け対話型初期日本語教室のための手引き」等を活用し、初期日本語教室の役割や教室の目的・内容、パートナーとしての心構え・役割、大切な視点等に関するオリエンテーション研修を行うこと。

【想定している内容】

(日本語対話パートナーの配置人数)

受講者 1 人当たり 1 人の日本語対話パートナーを理想とする

(オリエンテーション研修)

各教室の開催前に 2 回、3 時間実施する

b 目標

日本語の分からない外国籍市民等が、「地域の人と関係が作れるようになること」に重点を置き、対話・交流を通じて、あいさつや自己紹介等ができること及び日常生活の簡単な表現を理解し、話したり、ひらがなを讀んだりすることができることを目標とする。また、本初期日本語教室の受講後も、地域の日本語教室等で学習を継続することができる基礎能力を身に付けることも目標とする。

また、相手に伝わるコミュニケーションの方法を日本語対話パートナーとして参加する地域住民と外国人市民の双方が学ぶとともに、対等な関係で相互に学び合う関係をつくることを目標とする。

c 内容・使用教材

(a) 内容

日常生活を営む上で想定される話題を中心に、受講者が地域住民と人間関係を築くための日本語を習得できるよう、対話型による教室運営を行うこと。また、欠席や途中参加の受講者でも参加しやすいカリキュラムとすること

(b) 使用教材

令和元年度（2019年度）及び令和3年度（2021年度）に愛知県が作成した学習教材「地域における初期日本語教育モデル事業『はじめての日本語教室』」を基本とする。

なお、発注者と協議の上、教材を別途作成することも可能とする。

d 実施場所・期間・時間

(a) 実施場所

市内2地区以上において実施すること。なお、本市が管理する公共施設で実施する場合の施設利用料は発注者が負担し、その他の施設等で実

施する場合の施設利用料は受注者が負担するものとする。

【想定している内容】

南北に長い本市の地形を踏まえ、市国際交流協会による市中部（中央町）での日本語教室以外の北部及び南部で実施する

(b) 実施期間

発注者と協議の上、各地区における実施時期を重複させないこととし、契約締結日の翌日から令和9年（2027年）2月28日までとする。

(c) 実施時間・回数

教室1回当たり2時間程度とし、1地区当たり10回以上の教室を1期として実施すること。

e 受講対象者・定員

(a) 受講対象者

原則、国籍に関わらず、16歳以上の日本語が全く分からないまたは、ほとんど分からない初期レベルの東海市在住・在学・在勤者とする。

【想定している内容】

日常生活を営む上で必要最低限のことが日本語でできない人（日本語教育の参照枠におけるA1レベル以下）を主な対象者とする。

それを超えるレベルの受講希望者は、市国際交流協会等の既存の日本語教室へ案内する。

(b) 定員

1期当たり20人程度とする。なお、応募者多数の場合は、発注者と相談の上、在留資格などにより初期段階の日本語学習機会が得られにくい者を選定する。

f その他

(a) 受講者の日本語レベルの把握

受講者が初めて教室を受講する際には、教室運営に必要な日本語レベルの把握に努めること。

(b) 各教室における活動の振り返り

各回の教室終了後に受講者以外の参加者による振り返りの時間を設けること。

(c) 各教室における学習記録の作成

受講者が教室での学びを振り返ったり、本初期日本語教室の受講後に地域の日本語教室等で学び続けたりする際の参考となるような、学習記録を各回の教室終了後に作成すること。

(d) 受講者アンケートの実施

1期の最終回の教室にて受講者アンケートを実施すること。

(エ) 託児に関する業務

- a 発注者と連携の上、各回の教室の実施に合わせ、託児に関する一切の業務及び必要な物品の準備を行うこと。

【想定している内容】

(対象者)

概ね満1歳から小学生まで

(場所)

教室と同じ施設の別室により実施する

(従事者)

保育士等の資格は不要とする

(従事者の人数)

3歳以下の児童1人に対して1人、4歳から小学2年生までの児童3人に対して1人、小学3年生以上の児童5人に対して1人を原則とする

(物品)

児童が遊ぶ時に使用するおもちゃや、折り紙、風船など軽易な物及び鉛筆やのり、ペンなどの文具並びに託児の際に使用するウェットティッシュなど

※ 飲み物やおやつ、オムツは除く

イ 業務に関連して提案を期待する内容等

(ア) 教室を実施する場所及び開始時間、曜日等について

本市の外国籍市民に関する統計データを踏まえた上での提案を期待する。

(イ) 受講者の募集に向けた広報について

効果的な広報の方法についての提案を期待する。

(ウ) 市国際交流協会による日本語教室との連携について

市国際交流協会が実施している日本語教室との連携に関する提案を期待する。

(エ) その他

本業務全般に関する創意工夫のある提案を期待する。

ウ その他

本教室は、愛知県の補助事業「令和8年度愛知県地域日本語教育推進補助金」を活用して実施するものであり、他の助成制度を活用して実施することはできない。

(2) 企業向け出前型日本語教室

ア 必須業務

(ア) 教室全体の運営に関する業務

教室全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。

※(1)－ア－(ア)－a・(ウ)－aの「統括責任者」との兼務可

(イ) 募集に向けた広報に関する業務

企業向け募集チラシをやさしい日本語を活用して300部以上作成すること。なお、やさしい日本語以外のその他の言語の作成も可能とする。

(ウ) 教室の実施に関する業務

a 目標

発注者が公募の上、選定する市内企業に対する日本語教室を出前型により行うもので、企業の希望に応じた内容を目標とする。

そのため、実施する教室の目標及び受講者の日本語レベルの目安、1回当たりの時間、目標達成に必要な延べ回数について、教室の目標別に2つ以上提案すること。

【想定している内容（例示）】

(教室①)

・目標

企業内の人との簡単なあいさつや連絡のやりとりができること及び仕事の簡単な指示が理解できることなどを目標とする。

・受講者の日本語レベルの目安

仕事や日常生活の限られた場面で簡単なコミュニケーション及びひらがな・カタカナの読み書きができる。

- ・ 1 回当たりの時間

2 時間

- ・ 目標達成に必要な延べ回数

6 回

(教室②)

- ・ 目標

企業内の人と仕事に関する意見交換やトラブルの状況が説明できることなどを目標とする。

- ・ 受講者の日本語レベルの目安

仕事や日常生活で基本的なコミュニケーション及びひらがな・カタカナ・簡単な漢字の読み書きができる。

- ・ 1 回当たりの時間

2 時間

- ・ 目標達成に必要な延べ回数

8 回

(教室③)

- ・ 目標

あいさつや自己紹介等ができること及び日常生活の簡単な表現を理解し、話したり、ひらがなを読めたりすることができることなどを目標とする。

- ・ 受講者の日本語レベルの目安

ほとんど日本語がわからない。

- ・ 1 回当たりの時間

2 時間

- ・ 目標達成に必要な延べ回数

10 回

b 実施体制

教室の目標に応じた実施体制を整えること。

c 内容・使用教材

(a) 内容

目標達成のために複数回開催する教室については、欠席や途中参加の受講者でも参加しやすいカリキュラムとすること

(b) 使用教材

市販の教材または独自の既成教材とする。

なお、教室の目標に応じた教材を別途作成することも可能とする。

d 実施場所・期間・時間

(a) 実施場所

原則、発注者が公募の上、選定する市内企業内において実施する。

なお、市内企業内において実施が困難な場合は、協議の上、実施場所を決定するものとし、本市が管理する公共施設で実施する場合の施設利用料は発注者が負担し、その他の施設等で実施する場合の施設利用料は受注者が負担するものとする。

(b) 実施期間

契約締結日の翌日から令和9年（2027年）2月28日まで

(c) 実施時間

教室の目標別に提案する2つ以上の教室の合計時間として、48時間以上の提案及び実施をすること。

なお、発注者による公募の結果、教室の実施を希望する企業が少数等の場合においては、この限りではない。

e その他

(a) 受講者アンケートの実施

最終回の教室にて、企業及び受講者アンケートを実施すること。

(b) 教室を実施する企業と連絡・調整等を行い、簡単な記録を作成の上、教室を実施する企業及び発注者と共有すること。

イ 業務に関連して提案を期待する内容等

(ア) 市内企業のニーズ・シーズを踏まえた教室目標の設定

本市の外国籍市民に関する統計データ及び特定技能所属機関の状況、産業構造等を踏まえた上での提案を期待する。

(イ) 企業の募集に向けた広報方法の提案について
効果的な広報の方法についての提案を期待する。

(ウ) その他
本業務全般に関する創意工夫のある提案を期待する。

5 注意事項

初期日本語教室は、愛知県の補助事業「令和8年度愛知県地域日本語教育推進補助金」を活用して実施するものであり、企業向け出前型日本語教室と経費を明確に区分すること。

また、当該補助事業の実績報告等に必要な関係書類の作成等に協力すること。

6 業務着手時の提出物

契約締結後10日以内に次の文書を提出すること。

- (1) 統括責任者選任届
- (2) 初期日本語教室及び企業向け出前型日本語教室の全体スケジュールの概案

7 成果品

初期日本語教室及び企業向け出前型日本語教室の成果品をデータにより提出すること。

なお、各成果品の様式は、契約締結後に協議の上、決定する。

- (1) 各教室の実施概要報告書（簡単な集計をした受講者アンケートを含む）
- (2) 作成した募集チラシ
- (3) 教室の実施に当たり作成した教材

8 成果品の帰属

本業務に係る印刷物その他の著作権、業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータ並びに成果品の著作権及び所有権は発注者に帰属する。

9 個人情報の保護

別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の保護を図ること。

10 その他

- (1) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本仕様書は、業務の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、

本仕様書に掲載の事項についても提案を妨げるものではない。この事項を踏まえた上で、最良の提案をすること。

- (3) 発注者が負担する旨の記載がある事項以外の本事業の実施に必要な経費は受託者が負担すること。
- (4) 別添「東海市外国籍市民統計データ」は、本業務に必要な範囲においてのみ使用することとし、必要がなくなった時点で速やかに適切にデータを消去すること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し指示を受けるものとする。